

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 本規定は、公益財団法人福岡労働衛生研究所（以下労衛研という）定款第32条に基づき、役員の報酬等に関する基準を定める。

(役員報酬決定基準)

第2条 役員の報酬は、代表理事会長（以下会長）が、労衛研に対する貢献度・労衛研業績・世間水準及び職員給与とのバランスを考慮し、本規定第4条の範囲内で理事会の決議によって決定する。

(役員報酬の体系)

第3条 役員の報酬は、年俸制（役員交通費別途）とする。ただし、非常勤役員については第7条による。

(役員報酬の算定)

第4条 役員の報酬は、月額報酬換算で、1人150万円以内とする。

(役員報酬の支給と控除)

第5条 役員の報酬は、暦月計算とし毎月定められた日に支給する。月途中で退任する場合は、日割りで支給する。

2. 税金、社会保険料等の法定控除分、親和会費および本人申出による団体保険料等は、毎月の報酬から控除する。

(評議員の交通費等)

第6条 評議員が評議員会に出席する場合、交通費等として1回あたり5,000円支給する。

(非常勤役員の報酬)

第7条 非常勤役員の報酬については、原則として無報酬とする。必要が生じた時は、理事会でその都度、審議し会長が承認する。但し、理事会等へ非常勤役員が出席した場合は、出席の都度1回あたり10,000円とする。なお、監事が監査その他監事に認められた法令上の権限を行使する場合にあっては、1回あたり20,000円とする。また、その他で発生した非常勤役員の報酬は、1回あたり50,000円以内とする。

(長期欠勤役員等の報酬)

第8条 役員が病欠その他の理由により長期欠勤の場合の報酬については、その事由等により支給限度・減額等、常任理事会でその都度、審議し会長が承認する。

(役員報酬の増減)

第9条 経済情勢の急変、労衛研の業績悪化、その他特別の事情が発生した場合は、本規定第4条の額を増額或いは減額等の処置をすることがある。

(その他の事項)

第10条 この規程に定めのない事項でとくに必要が生じた時は、常任理事会に諮りそのつど審議し会長が承認する。尚、出張旅費・福利厚生・服務等の取扱いについては、労衛研の就業規則および内規に順ずるものとする。

(退職金)

第11条 役員の退職慰労金については、評議員会の決議を経て支給する。

附 則

この規程は、平成30年6月15日から実施する。

制 定 平成24年4月1日

最終改訂 平成30年6月15日